

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和8年度肥薩線那良口・渡間44k333付近第二球磨川橋りょう詳細設計
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 八代河川国道事務所長 飯島 直己 八代市萩原町1-708-2
契約締結日	令和 8年 5月 8日
契約の相手方の 氏名及び住所	九州旅客鉄道（株）
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥206,662,000-
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥0-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名等 肥薩線 那良口・渡間 4 4 k 3 3 3 付近第二球磨川橋りょう詳細設計
2. 履行場所 第二球磨川橋りょう
3. 随意契約の相手方 名称：九州旅客鉄道（株）
住所：福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
4. 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 随意工事に付する理由

本工事は、球磨川水系河川整備計画に基づき、九州旅客鉄道（株）の鉄道施設である第二球磨川橋りょうについて、洪水を安全に流下させるために必要な高さでの改築が必要となっており、令和 2 年 7 月豪雨で被災した第二球磨川橋りょうについて、被災前の橋りょう高さから嵩上げして復旧を行うものである。

また、渡地区における引堤事業に伴い、橋りょうの延伸が必要となるものである。

鉄道施設の施工にあたっては、鉄道に関する専門の知識・経験・技術力を有している必要があり、竣工後に鉄道運行に支障を及ぼさないよう、正確な施工が求められる。

以上のことから、本工事は施工にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に工事を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道（株）が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、九州旅客鉄道（株）と随意契約を行うものである。

(随意契約理由作成者)

八代河川国道事務所 事業対策課長